

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会
特別職職員の給与等の支給に関する規程

平成20年4月1日 制定
改正 平成21年4月1日
改正 令和3年1月27日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会職員就業規則第3条第2項に規定する特別職職員の給与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 特別職職員には、給料、通勤手当、期末手当、退職手当、旅費等を支給する。

(給与の口座振替)

第3条 この規程に基づく給与は、特別職職員の申し出により、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(給料)

第4条 特別職職員の給料は、次のとおりとする。

(1) 事務局長	月額	245,000円
(2) 事務局次長、課長、参事	月額	225,000円
(3) 支所長、係長、主任	月額	195,000円

(給料の支給)

第5条 給料の支給については、社会福祉法人村上市社会福祉協議会の職員給与等の支給に関する規則(以下「職員給与規則」という。)第9条の規定を準用する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規則第10条の5の規定を準用する。

(期末手当)

第7条 期末手当の支給については、毎年度予算の範囲内で会長が別に定める。

(退職手当)

第8条 退職手当の支給については、会長が別に定める。

(給与の減額)

第9条 給与の減額については、職員給与規則第14条の2の規定を準用する。

(休職者の給与)

第10条 休職者の給与の支給については、職員給与規則第15条の規定を準用する。

(旅費)

第11条 旅費の支給については、職員給与規則第16条から第16条の14までの規定を準用する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、特別職職員の給与等の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月27日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日改正）

この規則は、令和6年4月1日から適用する。